

大阪市選挙管理委員会告示第14号

大阪市選挙関係事務執行規程（昭和53年大阪市選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月7日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（実費弁償及び報酬の額） 第43条 法第197条の2第1項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ	（実費弁償及び報酬の額） 第43条 [同左] （1） [同左]

れ次に定める額 ア 鉄道賃 鉄道旅行について、 路程に応じ旅客運賃等により算 出した実費額 イ 船賃 水路旅行について、路 程に応じ旅客運賃等により算出 した実費額 <u>ウ</u> 航空賃 航空旅行について、 <u>路程に応じ旅客運賃等により算</u> <u>出した実費額</u> <u>エ</u> 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を 除く。）について、路程に応じた 実費額 <u>オ</u> 宿泊料（食事料 2 食分を含 む。） 1 夜につき <u>23,000円</u> <u>カ</u> 弁当料 1 食につき <u>1,500円</u> 1 日につき <u>4,500円</u> <u>キ</u> 茶菓料 1 日につき <u>1,000円</u> (2) 選挙運動のために使用する労 務者 1 人に対し支給することがで きる報酬の額 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額 ア 基本日額 10,000円 イ 超過勤務手当 1 日につき基 本日額の 5 割	ア [同左] イ [同左] [新設] <u>ウ</u> [同左] <u>エ</u> 宿泊料（食事料 2 食分を含 む。） 1 夜につき <u>12,000円</u> <u>オ</u> 弁当料 1 食につき <u>1,000円</u> 1 日につき <u>3,000円</u> <u>カ</u> 茶菓料 1 日につき <u>500円</u> (2) [同左]
--	--

(3) 選挙運動のために使用する労

務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
それぞれ第 1 号 アからエ に掲げる額

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1
夜につき 20,000 円

2 法第 197 条の 2 第 2 項の規定により選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第 197 条の 2 第 2 項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。） 1 人に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に定める額とする。

(1) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 15,000 円

(2) 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される

(3) [同左]

ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号 ア、イ及びウ に掲げる額

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1
夜につき 10,000 円

2 [同左]

(1) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 10,000 円

(2) 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される

自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき <u>20,000円</u>	自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき <u>15,000円</u>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規程による改正後の大阪市選挙関係事務執行規程第43条の規定は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第227号）の施行の日（以下「政令施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、政令施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）